

# 社会福祉法人愛護会 法令遵守管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛護会（以下「法人」という）の法人の信条及び経営理念に基づく健全な事業経営を展開するにあたり、各種関係法令を遵守し、かつ適確な業務管理体制を維持管理するために、法令遵守統制の方針、体制及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 法令遵守における法令とは、法令、条例、通知、法人規程、法人倫理綱領、職員行動指針、マニュアルとする。

## 第2章 法令遵守責任者

(法令遵守責任者の役割)

第3条 法令遵守責任者は法人における法令遵守統制の方針を明示し、それにかかわる体制を維持管理する役割を担う。

2 法令遵守責任者は法人経営会議にて法令遵守の指導と経営施設における管理体制の確認を適宜行うものとする。

(法令遵守責任者の選任)

第4条 法令遵守責任者は法人本部事務局長が行う。

## 第3章 通報処理体制

(窓口)

第5条 法令違反行為に対し職員等からの通報・相談を受け付ける窓口を法人本部事務局総務課に設置する。

(通報方法)

第6条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者及び相談者)

第7条 通報窓口及び相談窓口の利用者は国民（以下「通報者」という）とする。

(調査)

第8条 通報された事項に関する事実関係の調査は法人本部事務局長及び各事業部会長が  
法令遵守管理規程

担当する内部監査員が行う。

2. 内部監査員は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第9条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第11条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第12条 法人は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益処分も行ってはならない。

2. 法人は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第13条 法人及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。法人は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第14条 法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(虚偽の通報)

第15条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報を行ってはならない。法人は、そのような通報を行った職員に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第16条 相談又は通報を受けた者(通報者の管理者、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

#### 第4章 その他

(所管)

第17条 この規程の所管は法人本部事務局とする。

付則

- 1 この規程は平成24年10月1日から施行する。
- 2 一部改正、この規程は平成29年4月1日から施行する。